

令和4年1月改正

電子帳簿保存法 対応準備はお済みですか？

令和4年1月より、**電子で送受信したデータは紙での出力・保存が認められず**、
電子取引要件通りに保存していないと、国税関係書類としてみなされなくなります。
また、スキャナ保存の要件緩和などで運用ハードルが下がり、より電子化へ取り組みやすくなります。

国税関係帳簿	国税関係書類			電子取引
	決算関係書類	取引関係書類		
自己が発行した帳簿	自己が発行した書類	自己が発行した書類の写し	相手方から受領した書類	電子取引の電磁的記録
売上台帳、仕入台帳 仕訳帳、総勘定元帳など	棚卸表、貸借対照表 損益計算書など	領収書控、契約書 請求書控、納品書控など	領収書、契約書 請求書、納品書など	EDI、ペーパーレスFAX メール添付、電子契約など
作成データを保存 (帳簿申請)	作成データを保存 (書類申請)	紙のスキャンデータを保存 (スキャナ保存申請)		授受したデータ または 紙出力書面を保存 ※令和4年改正で データ保存義務化
所轄税務署長の承認が必要		※令和4年改正により廃止		

電子保存したい企業様が対象

原則義務
全ての企業様が対象

改正電子帳簿保存法の対策案の概要

電子帳簿保存法に対応できるソリューションはお客様の業務やニーズに合わせてご検討下さい。

適用範囲

文書管理アプリケーションでの対応

会計アプリケーションでの対応

業務毎のクラウドサービスでの対応

ストレージ等での対応

電子取引データの扱いに関する事務処理規程の策定

【ご注意】

- 当チラシに記載の改正電子帳簿保存法対応に対する記述は、リコージャパン(株)北海道支社の法解釈での記述になります。お客様の税務調査において、税務署から指摘を受けないことをお約束するものではありません。
- お客様のお取引実務対応で判断に迷うケースは、顧問税理士の方もしくは所轄の税務署へのご相談をお願いします。
- 当チラシで紹介のソリューションは、改正電子帳簿保存法への対応をご支援できるソリューションやクラウドサービスの代表的な製品を掲載しています。
- 改正電子帳簿保存法への対応の考え方を参考にして頂き、社内業務のDX化推進にお役立ちできれば幸いです。
- 電子帳簿保存法対応の検討にあたりましては、どこまでの業務範囲を対象とするか、どんな機能を重点に置くか等々によって、ご検討ソリューションが大きく違ってきます。リコージャパン(株)北海道支社では、当チラシに掲載以外の製品も多数取り扱いしております。
- 当チラシに記載の内容は2022年1月現在の内容です。各機能の実現可否等については、都度弊社担当にご相談下さい。

文書管理アプリケーションでの対応

- ✓ 国税関連書類の保存(電子取引データ保存、スキャナ保存)の要件に対応可能
- ✓ クラウド文書管理サービスの導入で訂正削除不可、運用ルール負担を軽減

自社の
業務プロセス、
対象証憑
に合わせて
カスタマイズし
て保存したい!

DocuWare



電子帳簿保存法をどこから
手をつけてよいかわからない方

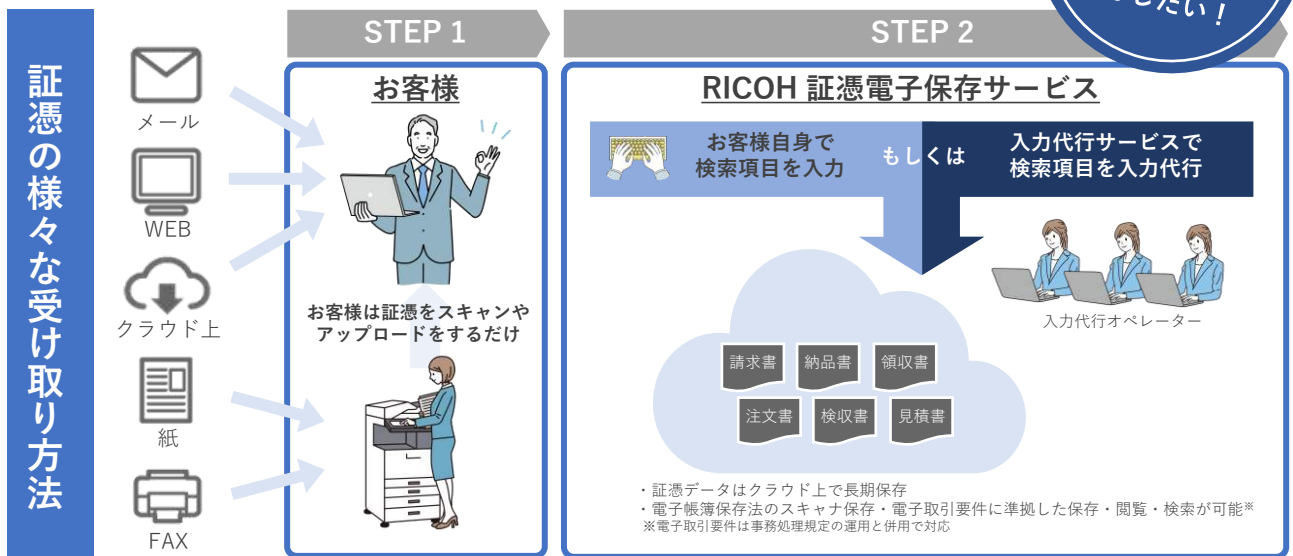
電子帳簿保存法対応に向け
文書管理を検討している方

クラウドでの電子契約や
契約書管理を検討している方



RICOH 証憑電子保存サービス

最低限の機能
でもいいので
とにかくできる
だけ手軽に
保存したい!



全ての証憑をまとめて保存
全証憑に対応
社内全体のさまざまな証憑の一元管理を実現

初期費用不要ですぐに始められる
法対応を急ぐお客様に提案可能
導入のハードルを下げる

検索項目入力が必要
BPOで法対応に必要な検索項目を代行入力
担当者はアップロードするだけ

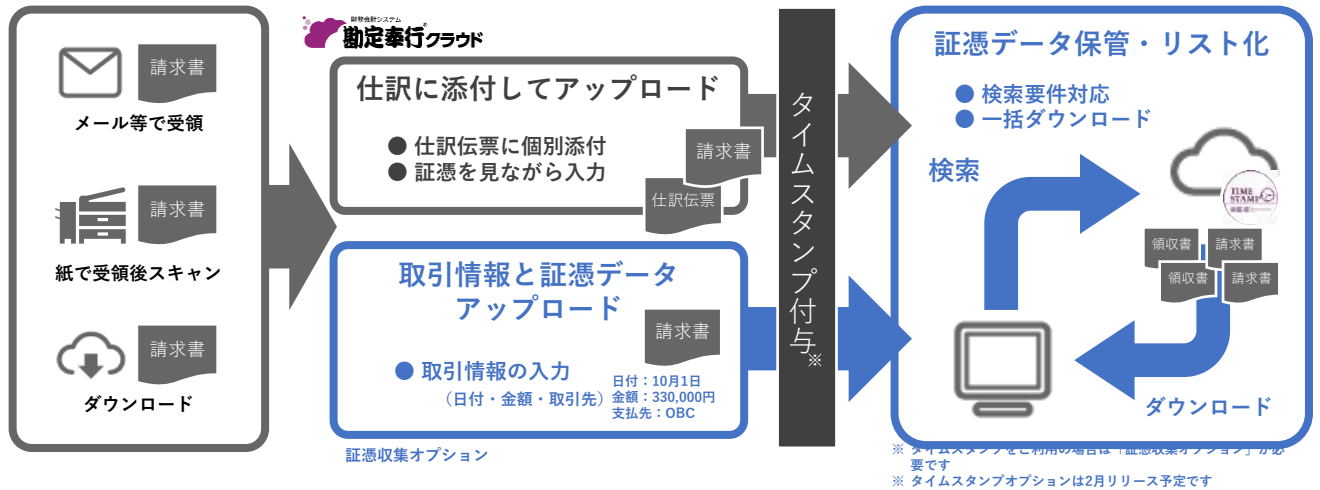
検索性の向上
検索で過去の証憑にすぐにアクセス
探す手間や管理の属人化を解消

紙保存の手間やコストを削減
ファイリングの手間や保管場所のコストを大幅削減
本来の業務に集中

クラウド保存
いつでも、どこからでも
保存した証憑の検索・閲覧が可能

会計アプリケーションでの対応

- ✓ 会計ソフトと連動し、請求書、領収書など仕訳に紐づく書類はもちろん、その他の仕訳に紐づかない書類も対応
- ✓ タイムスタンプ付与で真実性を担保
- ✓ 帳簿や書類の電磁的記録からスキャナ保存、電子データ保存まで改正電子帳簿保存法に完全対応



取引情報と証憑データアップロード

証憑画像と取引情報を合わせて保管することができます。これにより、様々な電子証憑を勤定奉行で保管することが可能になります。



証憑データ保管・リスト化

保管された電子証憑をリスト化し、日付・金額・支払先ですぐに検索できます。また、検索した証憑はいつでもダウンロードが可能です。



業務毎のクラウドサービスでの対応

交通費・旅費・経費精算システム



経費にかかわる全ての処理を管理できるクラウド型経費精算&ワークフローシステム



契約締結から契約書管理まで可能なクラウド型電子契約サービス



請求書送付電子化サービス MakeLeapsで作成して送信(発行)した書類の電子データ保存に対応

保存のためだけでなく、業務単位で電子化・効率化したい!

電子データで保存するための要件

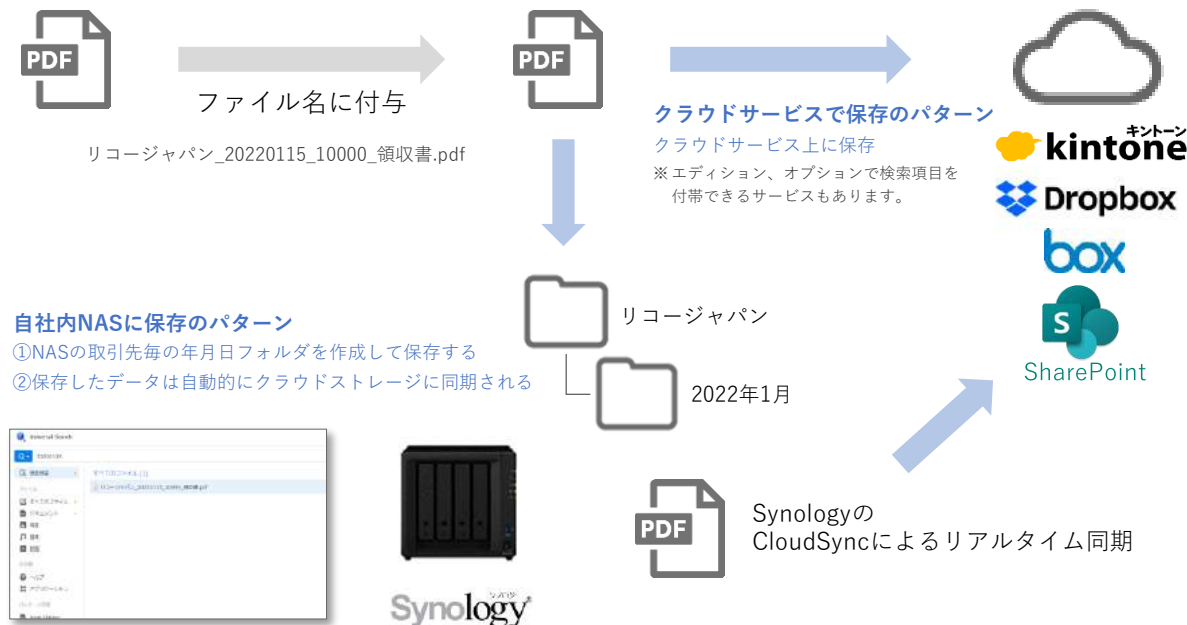
税務検査時には、国税関係帳簿書類において、必要な情報を探して確認できる状態にする「可視性」と、改ざん等がされていないことを証明する「真実性」の確保が求められます。

電子保存に関する要件は保存の対象と方法によって、それぞれ細かく定められています。例えば、可視性の証明には複数項目での検索要件などが含まれますが、電子保存対象によって要件が微妙に異なります。また、真実性の証明についても同様です。例えば帳簿の場合は記録の訂正・削除の確認ができることが必要ですし、取引書類の場合は訂正削除禁止の事務処理規程による運用も必要です。保存要件の詳細については国税庁のホームページも合わせてご確認下さい。
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/05.htm>

ストレージ等での対応

【お勧め構成・運用例】

ファイル名に「取引先名」「取引年月日」「取引金額」が分かるよう規則的な命名を行う
例：リコージャパンから届いた2022年1月15日の10,000円の領収書



Synologyの
Universal search検索による簡単検索

※ タイムスタンプでの運用をご検討の場合タイムスタンプと組み合わせたソリューションもございますのでご相談ください。

各システムの機能比較

※「電帳法の法的要件を満たしているか?」ではなく、各ソリューション機能の特徴比較になります
※「真実性」要件をどのように満たすかは「事務処理規程」と合わせて検討する必要があります
※比較表内の各機能については随時、機能改定される場合もありますので、都度ご確認ください

分類	ソリューション名	会計連動	保存対象		ワークフロー機能	OCR機能	可視性要件への対応	
			仕訳	仕訳以外			検索項目をシステムが付与	検索項目を自分で入力
文書管理	RICOH Docuware	-	-	○	○	○	△AI-OCR機能有り	OCR後自視確認
	RICOH 証憑電子保存サービス	-	-	○	-	-	△入力代行	書誌情報付加可
会計アプリ	OBC奉行シリーズ	○	○	○	-	△OP	△OP	書誌情報付加可
ストレージ等	Synology	-	-	○	-	-	-	ファイル名で対応
	Doropbox	-	-	○	-	-	-	ファイル名で対応
	BOX	-	-	○	-	-	-	書誌情報付加可
	SharePoint	-	-	○	-	-	-	書誌情報付加可
	kintone	-	-	○	△簡易	-	-	書誌情報付加可

業務毎のクラウドサービス		会計連動	保存対象		ワークフロー機能	OCR機能	可視性要件への対応	
対象業務	サービス名		仕訳	仕訳以外			検索項目をシステムが付与	検索項目を自分で入力
経費	楽楽精算	有	-	対象書類のみ	有	有	システム側の検索機能対応	
電子契約	CLOUDSIGN(有償:自社導入) ※1	-	-	締結書類のみ	-	-	-	必要(検索機能は有)
	CLOUDSIGN(無償:取引先導入) ※2	-	-	締結書類のみ	-	-	RJ契約はRJ付与	RJ契約は不要
書類送付 ※3	RICOH MakeLeaps	有	-	対象書類のみ	有	-	システム側の検索機能対応	

- ※1: CLOUDSIGNサービスそのものを、自社で有償導入されるケース。この場合自社発行し相手先と締結した電子契約データは、CLOUDSIGNサイト上で検索できますが、検索項目は、自社で入力する必要があります。
- ※2: 自社でCLOUDSIGNサービスそのものは導入していないが、相手先指定でCLOUDSIGNでの契約締結のケース。CLOUDSIGNサイトで締結分電子契約書は参照できますが「可視性」要件は満たしておりません。尚、リコージャパン発行の契約書をCLOUDSIGNで電子契約の場合は、リコージャパンにて検索項目を付与したPDFをメールにてお送りしますので届いた締結済みPDFを原本として保存頂けます。運用方法は「事務処理規程」の策定等検討が必要です。
- ※3: 「請求書(控)」「発注書(控)」等の書類が対象です。